

## 優先取組物質の環境目標値の設定状況について

令和元年11月13日

## 1. 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準 [環境基本法に基づく環境基準]

物質	環境上の条件	設定年	主な健康影響
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	H9.2	発がん性(急性骨髄白血病)など
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下	H9.2 改H30.11	神経系への影響など。発がん性も疑われる。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	H9.2	神経系への影響、腎障害など。発がん性も疑われる。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	H13.4	中枢神経系に対して麻酔作用。

## 2. 有害大気汚染物質に係る指針値

物質	指針値 (年平均値)	設定年	主な健康影響
アクリロニトリル	2 µg / m <sup>3</sup> 以下	H15.7	肝機能障害など
塩化ビニルモノマー	10 µg / m <sup>3</sup> 以下	H15.7	発がん性(肝・胆道系がんなど) 心血管系などへの影響
水銀	0.04 µg ·Hg/ m <sup>3</sup> 以下	H15.7	神経系・免疫系・生殖系などへの影響
ニッケル化合物	0.025 µg-Ni / m <sup>3</sup> 以下	H15.7	発がん性(肺がん、鼻腔がんなど) 神経系・腎・免疫系統などへの影響
クロロホルム	18 µg / m <sup>3</sup> 以下	H18.11	発がん性の可能性(腎がん) 鼻腔及び肝臓での形質・機能への影響
1,2-ジクロロエタン	1.6 µg / m <sup>3</sup> 以下	H18.11	発がん性の可能性(乳腺腫瘍)
1,3-ブタジエン	2.5 µg / m <sup>3</sup> 以下	H18.11	発がん性が強く示唆(リンパ造血系の悪性腫瘍)
ヒ素及び無機ヒ素化合物	6 ng-As / m <sup>3</sup> 以下	H22.10	発がん(肺がんなど)
マンガン及び無機マンガン化合物	0.14µg-Mn/ m <sup>3</sup> 以下	H26.4	神経行動学的機能への影響など

### 3. ダイオキシン類(大気) [ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準]

物質	環境上の条件	設定年	主な健康影響
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	H11.12	肝がん等の発がん性、子宮内膜症等の生殖毒性、催奇形性、免疫毒性等（吸入曝露固有の影響ではない）

### 4. 環境基準・指針値未設定物質

#### 物質

アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及び三価クロム、六価クロム化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド

※下線は今回の審議対象物質。

#### (参考)有害大気汚染物質に係る指針値

- 環境基準とは性格及び位置づけが異なるものの、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合を含め、設定されるもの。
- 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。